

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 <p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動：市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ・上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 <p>②賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課：市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理：広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ・滞納管理：収納情報より滞納整理対象者を管理し、督促を行い、滞納処分(財産調査、処分等)を行う。 <p>③給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費の支給、高額療養費の支給：市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)において療養費支給等の判定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ・(医療保険者)中間サーバー <p>※)標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(利用範囲) <p><別表(第九条関係)における利用範囲の根拠></p> <p>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(85の項)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <p>・後期高齢者医療事務では、市町村による情報提供は実施していない。</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>生活福祉部保険課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>保険課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>-</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		①特定個人情報の入手に関する対策 ・複数職員によるチェックで誤入力を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・後期高齢者医療システムにおける措置：複数人による二重チェックを実施している。 ③不正な使用を防止する対策 ・後期高齢者医療システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 ⑤ユーザ認証の管理 ・後期高齢者医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	後期高齢者医療システムへのアクセスは二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施場 間における担当部署 ②所属 長	保険課長 高桑 悟	保険課長 堀尾 政美	事後	必要箇所の修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施場 間における担当部署 ②所属 長	保険課長 堀尾 政美	保険課長 横田 仁美	事後	必要箇所の修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5 評価実施場 間における担当部署 ②所属 長	保険課長 横田 仁美	保険課長 牛田 彰和	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 7 特定個人 情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 8 監査	内部監査	自己点検・内部監査	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 9 従業者に 対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	II しいい値判断項目 1. 対 象人数 計数時点	2014/12/1	2020/10/1	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	II しいい値判断項目 1. 取 扱者数 計数時点	2014/12/1	2020/10/1	事前	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II しいい値判断項目 1. 対 象人数 計数時点	2020/10/1	2021/4/1	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II しいい値判断項目 1. 取 扱者数 計数時点	2020/10/1	2021/4/1	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	I 関連情報 5 実施機関に おける担当部署 ②所属長の 役職名	保険課長 牛田 彰和	保険課長	事後	必要箇所の修正
令和3年7月9日	I 関連情報 4 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第1、2、3、4、5、 26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、82、87、 93の項	番号法第19条第8号 別表第2第1、2、3、4、5、 26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、82、87、 93の項	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和4年5月9日	I 関連情報 7 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しいい値判断項目 1 対 象人数 一つの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しいい値判断項目 2. 取 扱者数 一つの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しいい値判断項目 1. 対 象人数 一つの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しいい値判断項目 2. 取 扱者数 一つの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	本事務は、高齢者の医療の確保に関する法律 等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険 料賦課管理、収納管理、医療給付に関する申請 及び届出の受付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用 する。 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認	後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域 連合と市区町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資 格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市区町村：各種届出の受付や被保険者証等の 引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は 以下のとおり。 ①資格管理業務 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格 の異動：市区町村から広域連合に住民基本台帳 等の情報を送付し、広域連合において年齢到達 者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行 い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等 を発行する。 ・上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ②賦課・収納業務 ・保険料賦課：市区町村から広域連合に所得情報 等を送付し、広域連合において賦課計算を行い 保険料賦課額を決定した上で、市区町村から住民 に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理：広域連合で決定した保険料 賦課額に基づき、市区町村において保険料に関す る徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は 年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該 住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通 徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別 徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ・滞納管理：収納情報より滞納整理対象者を管 理し、督促を行い、滞納処分（財産調査、処分 等）を行う。 ③給付業務 ・療養費の支給、高額療養費の支給：市区町村に おいて住民からの療養費支給申請書等に関す る届出を受理し、国民健康保険団体連合会	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名シ ステム、中間サーバー	・後期高齢者医療システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以後、「標準システム」という) ・(医療保険者)中間サーバー ※標準システムは、広域連合に設置される標 準システムサーバー群と、構成市区町村に設置 される窓口端末で構成される。	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 2 特定個人情報 ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、 収納情報ファイル	・国民健康保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 3 個人番号の利 用	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第 1第59の項	①行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)及び別表(第9条関 係) ・第9条(利用範囲) ＜別表(第9条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村民 」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の 提供に関する事務」の項に「特定個人情報の提供 の制限」及び「行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律第 九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供 に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条 の項。	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 4 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第1、2、3、4、5、 26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、82、87、 93の項	番号法第19条第8号 別表第2第1、2、3、4、5、 26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、82、87、 93の項	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しいい値判断項目 1 対 象人数 一つの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しいい値判断項目 2 取 扱者数 一つの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	IV 8. 人手を介在させる作業 及び11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	-	新規入力	事後	新規入力